

○厚生省告示第百五十三号

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第十八条第一項第一号の規定に基づき、昭和二十五年八月厚生省告示第百二十六号(社会福祉主事の資格に関する科目指定)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現に同条同項同号に該当する者は、なお従前の例によることとし、平成十二年度において学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学に在学する者は、なお従前の例によることとする。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

次の題名を付する。

社会福祉主事の資格に関する科目指定

「社会福祉事業方法論、社会調査統計」を「社会福祉援助技術論、社会福祉調査論」に、「社会福祉行政」を「社会福祉行政論、社会保障論」に改め、「児童福祉論」の下に「家庭福祉論」を、「知的障害者福祉論」の下に「精神障害者保健福祉論」を加え、「協同組合論、法律学、経済学」を「法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策」に改め、「社会政策、経済政策、社会保障論」に「刑事政策、犯罪学」及び「生理衛生学」を削り、「精神衛生学、医学知識」を「医学一般、リハビリテーション論」に改め、「看護学」の下に「介護概論」を、「栄養学」の下に「家政学」を加え、「中」を「つち」に改める。

○厚生省告示第百五十四号

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)第七條第一項第十一号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五條第一号及び第七條第一項第十一号の規定に基づき厚生大臣が別に定める施設及び事

○厚生省告示第百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八條第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準(昭和三十三年四月厚生省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

業(昭和六十二年十二月厚生省告示第百二十三号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第三項第五号を次のように改める。

五 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設

○厚生省告示第百五十五号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第百八十六号)第五条の規定に基づき、平成十二年度の単位掛金額を三万九千円と定める。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第百五十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の規定に基づき、指定育成医療機関医療担当規程(昭和二十九年六月厚生省告示第百七十六号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第六條及び第七條中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

○厚生省告示第百五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第六十八條の二第三項の規定に基づき、安定化計画の作成指針(昭和六十三年七月厚生省告示第百二十六号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第二の三の(一)中「施設療養費明細書」を「訪問看護療養費明細書」に改め、同三の(三)の(一)中「国民健康保険施設事業」を「国民健康保険施設事業」に改め、同三の(四)中「老人保健施設(介護老人保健施設)」に改め、同三の(五)中「福祉施設」を「介護保険施設、福祉施設」に改める。

第一号中「医療扶助」の下に「介護扶助」を加え、「別表第7」を「別表第8」に改める。

第三号中「別表第5」を「別表第6」に、「別表第7」を「別表第8」に、「別表第8」を「別表第9」に改める。

別表第1第1章の1(1)の(1)の第2類の表中「43,780円」を「43,910円」に、「48,460円」を「48,600円」に、「53,720円」を「53,880円」に、「58,450円」を「58,620円」に改める。

別表第1第1章の1(1)の(2)の第2類の表中「41,810円」を「41,930円」に、「46,280円」を「46,410円」に、「51,300円」を「51,460円」に、「55,820円」を「55,980円」に改める。

別表第1第1章の1(1)の(3)の第2類の表中「39,840円」を「39,960円」に、「44,100円」を「44,230円」に、「48,890円」を「49,030円」に、「53,190円」を「53,340円」に改める。

別表第1第1章の1(1)の(4)の第2類の表中「37,870円」を「37,980円」に、「41,920円」を「42,040円」に、「46,470円」を「46,610円」に、「50,560円」を「50,710円」に改める。

別表第1第1章の1(1)の(5)の第2類の表中「35,900円」を「36,010円」に、「39,740円」を「39,850円」に、「44,050円」を「44,180円」に、「47,930円」を「48,070円」に改める。

別表第1第1章の1(1)の(6)の第2類の表中「33,930円」を「34,030円」に、「37,560円」を「37,670円」に、「41,630円」を「41,760円」に、「45,300円」を「45,430円」に改める。

別表第1第1章の1(1)の(7)の(1)の(1)の表中「又は入院患者日用品費」を「入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費」に改める。

別表第1第1章の2(1)の(1)の表中「64,890円」を「64,950円」に、「61,650円」を「61,700円」に、「58,400円」を「58,460円」に、「68,740円」を「68,810円」に、「65,300円」を「65,370円」に、「61,870円」を「61,930円」に改める。

別表第1第2章の2(1)の(1)の表中「社会福祉施設入所者」を「社会福祉施設若しくは介護施設の入所者」に、「回家」を「社会福祉施設入所者とは」に、「社会福祉施設とは」に「に入所している者」を「をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第19項にいう介護保険施設」に、「以下、この章において同じ」として「以下同じ」に改める。

別表第1第2章の3(1)及び別表第1第2章の4(1)の表中「社会福祉施設入所者」を「社会福祉施設若しくは介護施設の入所者」に改める。

別表第1第2章の4(1)の(1)の表中「72,000円」を「72,200円」に改める。

別表第1第2章の5(1)の(1)の表中「72,000円」を「72,200円」に改める。

別表第1第2章の8「重複調整等」を「7 児童養育加算」を「8 児童養育加算」に改め、別表第1第2章の8の次に次のように加える。

9 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

別表第1第2章の6「放射線障害者加算」を「7 放射線障害者加算」に、「5 在宅患者加算」を「6 在宅患者加算」に改め、別表第1第2章の4の次に次のように加える。

5 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、老齢加算、母子加算又は障害者加算が算定されていないものについて行い、加算額(月額)は、10,000円とする。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

